

**群馬県済生会前橋病院内売店設置運営事業者の選定に関する
公募型プロポーザル実施要領**

1 事業の趣旨・目的

群馬県済生会前橋病院・あずま荘の患者、利用者、見舞客、職員等の利便性の向上、アメニティ及び福利厚生の実現を図るため、売店設置運営事業者を募集する。

2 事業概要

(1) 事業名

群馬県済生会前橋病院内売店設置運営事業

(2) 場所・面積

群馬県前橋市上新田町 5 6 4 - 1 群馬県済生会前橋病院 C 棟 1 階

予定面積：84.93 m²

(3) 事業内容

別紙 1 「群馬県済生会前橋病院内売店設置運営事業者出店要項」のとおり

(4) 業務内容

別紙 2 「群馬県済生会前橋病院内売店に関する業務内容仕様書」のとおり

(5) 契約締結日（予定）

令和 8 年 1 0 月 1 日

(6) 契約期間（予定）

令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日までの 5 年間

(7) 開店日

令和 9 年 1 月 3 1 日までの間に開店するものとし、開店するまでの間に、可能な限り早急に仮売店を設置すること

（隣接のイトインスペースの利用が可能）

(8) 賃貸料・光熱水費等

電気料金は、子メーターにて計測（管財課担当者にて計測）し実費負担

賃料及び電気料金は、毎月月末までに当院（経理課）に支払うこと

(9) 他業者設置の自動販売機対応

他業者設置の自動販売機に不具合が生じた場合、故障中の貼紙貼付や管理会社への連絡といった 1 次対応を行うこと

(10) 発注者

群馬県済生会前橋病院（担当課：管財課）

〒371-0821 群馬県前橋市上新田町 5 6 4 - 1

電子メール t-shimada@maebashi.saiseikai.or.jp

電話番号 0 2 7 - 2 5 2 - 6 0 1 1

3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 日本国内で 3 0 0 床以上の病院で直近 5 年間に運営実績を有すること。

- (2) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 指名停止を受けている期間ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 前橋市暴力団排除条例に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 群馬県または前橋市が発注する物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格名簿に登録されていること、または、契約締結までに登録可能なもの。
- (7) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

4 スケジュール

募集開始	令和 8 年 8 月 5 日（水）
現地調査（確認）	令和 8 年 8 月 5 日（水）から 令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 5 時まで
質問受付	
質問書への回答	令和 8 年 8 月 24 日（月）までに病院ホームページにおいて一括回答
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時
応募多数の場合一次審査結果	令和 8 年 9 月 8 日（火）メールにて可否連絡
プレゼンテーション開催日時 （二次審査）	令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 2 時より順次
審査結果通知書の発送	令和 8 年 9 月 17 日（木）

※ 詳細は、次項目以降のとおり

5 現地調査（確認）

期間：4 スケジュールのとおり

人数：参加は 1 グループ 3 名以内

※参加を希望する者は、事前に管財課と日程調整を行ったうえで十分な現地調査（確認）を行うこと。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問を次のとおり受け付ける。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 様式 5 「質問書」
- (2) 提出期間 4 スケジュールのとおり
- (3) 提出方法 電子メール（表題に「プロポーザル質問書」と明記）

- (4) 提出先 2 事業概要（10）発注者に同じ
 (5) 回答 4 スケジュールのとおり

7 申請書等の提出

(1) 提出書類

1	公募参加申込書	様式 1	
2	提案事業者の概要	様式 2	
3	法人事業報告書	様式自由	直近決算のもの
4	決算書	様式自由	・ 貸借対照表 ・ 損益計算書及びキャッシュ フロー計算書
5	法人登記簿謄本	—	発行から 3 か月以内のもの
6	企画提案書	様式 3	様式 3 と 9 審査の項目を参照 のこと
7	配置図等図面	様式自由	
8	誓約書	様式 4	
9	運営実績証明書類	様式自由	契約書の写しや実績表など 3 応募資格(1)を証明する書類

- (2) 提出部数 3 部（正本 1 部、副本 2 部）。なお、6 企画提案書については
電子データ（PDF 形式 CD-R で）を併せて提出する。
 (3) 提出期限 4 スケジュールのとおり
 (4) 提出方法 持参
 (5) 提出先 2 事業概要（10）発注者に同じ

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要領に示された 3 応募資格を満たしていない場合。
 (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
 (3) 提出書類が別紙 1「群馬県済生会前橋病院内売店運営事業者出店要項」、別紙
2「群馬県済生会前橋病院内売店設置に関する業務内容仕様書」及び本要領
に定める事項に適合しない場合。

9 審査

応募者多数の場合は提出書類にて一次審査を行い、合格した提案事業者のみ二次
審査を行う。

提案事業者からの提出書類及びプレゼンテーションの内容を二次審査で当院評
価者が評価し、各評価者の点数を合算した結果、合計点数が最も高い者を契約候補
者とする。（審査は非公開）

(1) 審査詳細

ア 一次審査（書類審査）

提案事業者多数の場合、提案書類にて一次審査を行う。

期日：4 スケジュールのとおり

イ 二次審査（プレゼンテーション）

期日：4 スケジュールのとおり

時間、場所は該当者に個別に通知する。

参加人数：3 人までとする。

提案時間：1 事業者 20 分（説明 15 分、質疑 5 分）とする。

プレゼンテーションの実施方式は自由方式とする。

会場にはモニターが準備されている。

(2) 審査の評価方法

ア 一次審査

各項目に当院で点数配分を行い、各評価者の点数を合算した合計点数が当院の制定した基準点を超えた提案事業者を合格とし二次審査を行う。

イ 二次審査

各項目に当院で点数配分を行い、各評価者の点数を合算した合計点数が高い者を落札者とする。

点数の最も高い者が 2 人以上いるときは、企画書提案内容の点数が高い方を落札者とする。

総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とし、契約内容について協議を行うものとする。ただし、当該優先交渉権者との協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次順位者を優先交渉権者として順次協議を行うものとする。

(3) 審査の評価項目

評価点の満点は 100 点であり、点数配分は次のとおり。

また、概ね評価項目の順番に習ってプレゼンテーションの企画提案書を作成すること。

ア 事業者の概要（基本能力・信頼性）（15 点）

イ 運営・サービス計画（40 点）

ウ 業務実施計画（20 点）

エ 病院への貢献（15 点）

オ その他提案事項及び特記事項等（10 点）

(4) 審査結果

ア 一次審査可否通知：4 スケジュールのとおり

・合格した提案事業に電子メールにて可否を伝える。

イ 二次審査結果通知書の発送：4 スケジュールのとおり

・電子メールにより結果を通知する。またホームページにおいて選定事業者を公表する。なお、審査内容及び審査結果についての質問等は受け付けない。また、審査結果に関しての異議申し立ては受け付けない。

1 0 契約

- (1) 群馬県済生会前橋病院（以下「前橋病院」という。）は、選定された優秀提案者を本事業に係る随意契約の相手方とし契約交渉を行う。この際、前橋病院は必要に応じて提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることができる。
- (2) 選定された優秀提案者との契約が成立しない場合は、次点優秀提案者を相手方とする。
- (3) 選定された優秀提案者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、前橋病院はその者については契約を行わないことができる。
- (4) 契約書には、提案された企画提案書を袋とじするものとする。

1 1 著作権及び提出書類等の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責任は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (2) 前橋病院は、提案者の承諾を得ずに提出された企画提案書等は無償で複製、使用できるものとする。なお、提出された書類等は返却しない。

1 2 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 前橋病院が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え、訂正及び再提出は原則として認めないものとする。
- (4) 本プロポーザルにおいて、前橋病院の要求水準を満たす提案がなかった場合、優秀提案者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、前橋病院の要求を満たす提案であれば、その者を優秀提案者として選定する。
- (5) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された優秀提案者が本要領8失格事項に該当することとなった場合は、当該優秀提案者と契約を締結しないものとする。
- (6) この要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令による。
- (7) その他、疑義の生じた事由については当院と協議の上、決定するものとする。

1 3 参考

病院概要

- ① 病床数：323 床
- ② 施設利用者数（令和7年度実績）
外来患者数：494 人/1 日平均

入院患者数：288 人/1 日平均

- ③ 診察時間：9：00～17：15
- ④ 休診日：土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
- ⑤ 救急告示病院：24 時間体制（前橋市二次救急輪番制病院）
- ⑥ 建物規模：A 棟 7 階・B 棟 3 階（地下 1 階）・C 棟 5 階
- ⑦ 延べ床面積：27, 595 m²
- ⑧ 従業員数：約 800 人（あずま荘職員・嘱託・派遣込み）

以上